

改正後	改正前
<p>(等価線量限度)</p> <p>第四条 製造及び取扱規則第一条第六号に規定する放射線作業者の各組織の一定期間内における等価線量限度は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト及び令和三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト二・三 (略) <p>(特定放射性物質)</p> <p>第六条の二 製造及び取扱規則第一条第九号の特定放射性物質に係る数量は、一の放射性物質を取り扱う作業室、試験検査室(動物試験を行う場合には動物試験室を含む。)、汚染検査室(人体又は作業衣、履物、防護具等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の検査及び除去を行う室をいう。)、貯蔵設備若しくは廃棄設備(以下「作業室等」という。)に存し、又は一の放射性輸送物(放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。)に含まれている放射性物質について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 放射性物質の種類が一種類のもの 別表第四の二の第一欄に掲げる種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量二 放射性物質の種類が二種類以上のも の 別表第四の二の第一欄に掲げる種類ごとの放射性物質の数量をそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量で除して得た値の和が一となるようなそれらの数量	<p>(等価線量限度)</p> <p>第四条 製造及び取扱規則第一条第六号に規定する放射線作業者の各組織の一定期間内における等価線量限度は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト二・三 (略) <p>(新設)</p>

(防護措置に関する特定放射性物質の区分に係る数量)

第十一条の四 製造及び取扱規則第二条第八項の表第一号に規定する放射性物質の数量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

一 放射性物質の種類が一種類のもの 別表第四の二の第一欄に掲げる種類に依りて、同表の第二欄に掲げる数量に千を乗じて得た数量

二 放射性物質の種類が二種類以上のもの 別表第四の二の第一欄に掲げる種類ごとの放射性物質の数量をそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量で除して得た値の和が千となるようなそれらの数量

2 製造及び取扱規則第二条第八項の表第二号に規定する放射性物質の数量については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「千」とあるのは、「十」と読み替えるものとする。

(一時的立入者の測定に係る線量)

第十三条 製造及び取扱規則第五条第二項第一号へに規定する一時的に立ち入る者であつて、放射線作業者でないものの測定に係る線量は、実効線量が百マイクロシーベルトとする。

2 (略)

(実効線量及び等価線量の算定)

第十七条 (略)

2 製造及び取扱規則第五条第三項第五号に規定する等価線量は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、いずれか適切なものとする。
- 三 (略)

3 製造及び取扱規則第五条第三項第五号の二(同項第五号の三に

(新設)

(一時的立入者の測定に係る線量)

第十三条 製造及び取扱規則第五条第二項第一号へに規定する一時的に立ち入る者であつて、放射線作業者でないものの測定に係る線量は、実効線量が百マイクロシーベルトとする。

2 (略)

(実効線量及び等価線量の算定)

第十七条 (略)

2 製造及び取扱規則第五条第三項第五号に規定する等価線量は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。
- 三 (略)

3 製造および取扱規則第五条第三項第五号の二に規定する期間は

において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する期間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

（予防規程に危険時の措置等を要する放射性物質の数量）

第十七条の二 製造及び取扱規則第六条第一項第十二号に規定する放射性物質の数量は、一の作業室等（貯蔵設備及び廃棄設備を除く。）で一日に使用する放射性物質について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

- 一 放射性物質の種類が一種類のもの 別表第七の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量
- 二 放射性物質の種類が二種類以上のも 別表第七の第一欄に掲げるそれぞれの数量の同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるような数量

2 製造及び取扱規則第六条第一項第十三号に規定する放射性物質の数量は、その種類ごとに別表第一の第二欄に掲げる量に十万を乗じて得た数量とする。

別表第一（第一条、第十七条の二関係）
（略）

別表第二（第五条、第十二条、第十五条関係）
放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空气中濃度限度等

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
放射性物質の種類	吸入摂取した場合の実効線量係数	経口摂取した場合の実効線量係数	空气中濃度限度 (Bq/cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度 (Bq/度)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq/度)
核種	化学形態				

、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

（新設）

別表第一（第一条関係）
（略）

別表第二（第五条、第十二条、第十五条関係）
放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空气中濃度限度等

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
放射性物質の種類	吸入摂取した場合の実効線量係数	経口摂取した場合の実効線量係数	空气中濃度限度 (Bq/cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度 (Bq/度)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq/度)
核種	化学形態				

		(mSv/B q)	(mSv/B q)		cm ³	cm ³
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹¹¹ Ag	硝酸塩、硫酸物、酸化水酸化物以外物の化合物及び金属銀	5.7×10^{-7}	1.3×10^{-6}	4×10^{-2}	3×10^{-4}	6×10^{-1}
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(mSv/B q)	(mSv/B q)		cm ³	cm ³
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
¹¹¹ Ag	硝酸塩、硫酸物、酸化水酸化物及び金属銀	5.7×10^{-7}	1.3×10^{-6}	4×10^{-2}	3×10^{-4}	6×10^{-1}
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四の二（第六条の二、第十一条の四関係）

特定放射性物質の数量

第一欄		第三欄
放射性物質の種類		数量 (TBq)
核種	物理学的半減期等	
³ H ¹⁴ C ²² Na ³² P		$\frac{2 \times 10^3}{5 \times 10^1}$ $\frac{5 \times 10^1}{2 \times 10^1}$ $\frac{2 \times 10^1}{2 \times 10^1}$

(新設)

^{33}P	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^2
^{35}S		6×10^1
^{45}Ca		1×10^2
^{47}Ca	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^1
^{51}Cr		5×10^3
^{52}Mn		2×10^1
^{55}Fe		8×10^2
^{59}Fe		1×10^1
^{57}Co		4×10^2
^{58}Co		7×10^1
^{60}Co		3×10^1
^{63}Ni		6×10^1
^{65}Zn		3×10^2
^{67}Ga		4×10^2
^{68}Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^1
^{74}As		3×10^1
^{76}As		1×10^1
^{75}Se		2×10^2
^{83}Kr		2×10^3
^{86}Rb		2×10^1
^{85}Sr		7×10^1
^{89}Sr		2×10^1
^{90}Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^0
^{87}Y	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^2
^{90}Y		1×10^1
^{99}Mo	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^1
^{106}Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^1
^{103}Pd	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^2
^{111}Ag		3×10^1
^{111}In		1×10^2
^{113}Sn	放射平衡中の子孫核種を含む。	5×10^1

^{117m}Sn	放射平衡中の子孫核種を含む。	4×10^1
^{132}Te		8×10^{-1}
^{125}I		2×10^{-1}
^{131}I		2×10^{-1}
^{133}Xe		2×10^2
^{131}Cs		2×10^3
^{137}Cs		2×10^1
^{133}Ba		7×10^1
^{153}Gd		8×10^1
^{169}Yb		3×10^1
^{177}Lu		1×10^2
^{182}Ta		3×10^1
^{186}Re		1×10^1
^{192}Ir		2×10^1
^{198}Au	3×10^1	
^{199}Au	3×10^2	
^{197}Hg	3×10^1	
^{203}Hg	2×10^0	
^{201}Tl	1×10^3	
^{222}Rn	9×10^4	
^{223}Ra	1×10^{-1}	
^{226}Ra	7×10^{-2}	

放射平衡中の子孫核種を含む。
放射平衡中の子孫核種を含む。

備考 第二欄に掲げる数量について、放射平衡に含める親核種と子孫核種は別表第一の備考に準ずる。

別表第七（第十七条の二関係）

子防規程に危険時の措置を要する放射性物質の数量

第一欄	第二欄
-----	-----

(新設)

放射性物質の種類		数量 (TBq)
核種	物理学的半減期等	
${}^3\text{H}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^3
${}^{11}\text{C}$		4×10^2
${}^{14}\text{C}$		5×10^1
${}^{18}\text{F}$		3×10^1
${}^{22}\text{Na}$		2×10^1
${}^{24}\text{Na}$		2×10^1
${}^{32}\text{P}$		2×10^1
${}^{33}\text{P}$		2×10^2
${}^{35}\text{S}$		6×10^1
${}^{42}\text{K}$		1×10^1
${}^{43}\text{K}$		3×10^1
${}^{45}\text{Ca}$		1×10^2
${}^{47}\text{Ca}$		1×10^1
${}^{51}\text{Cr}$		5×10^3
${}^{53}\text{Mn}$		2×10^1
${}^{52}\text{Fe}$		9×10^0
${}^{59}\text{Fe}$		8×10^2
${}^{57}\text{Co}$	1×10^1	
${}^{58}\text{Co}$	4×10^2	
${}^{60}\text{Co}$	7×10^1	
${}^{63}\text{Ni}$	3×10^1	
${}^{64}\text{Cu}$	6×10^1	
${}^{65}\text{Zn}$	4×10^1	
${}^{67}\text{Ga}$	3×10^2	
${}^{68}\text{Ga}$	4×10^2	
${}^{72}\text{Ga}$	1×10^1	
		2×10^1

^{86}Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^1
^{74}As		3×10^1
^{76}As		1×10^1
^{75}Se		2×10^2
^{82}Br		7×10^1
^{85}Kr		2×10^3
^{81}Rb		2×10^3
^{86}Rb		2×10^1
^{85}Sr		7×10^1
$^{87\text{m}}\text{Sr}$		9×10^1
^{89}Sr		2×10^1
^{90}Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^0
^{87}Y	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^2
^{90}Y		1×10^1
^{99}Mo	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^1
$^{99\text{m}}\text{Tc}$		7×10^2
^{106}Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^1
^{103}Pd	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^2
^{111}Ag		3×10^1
^{111}In		1×10^2
$^{113\text{m}}\text{In}$		5×10^1
^{113}Sn	放射平衡中の子孫核種を含む。	5×10^1
$^{117\text{m}}\text{Sn}$		4×10^1
^{132}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	8×10^{-1}
^{123}I		3×10^1
^{125}I		2×10^{-1}
^{131}I		2×10^{-1}
^{132}I		6×10^0
^{133}Xe		2×10^2
^{131}Cs		2×10^3
^{137}Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^1

^{133}Ba		7×10^1
^{153}Sm		4×10^1
^{159}Gd		8×10^1
^{169}Yb		3×10^1
^{177}Lu		1×10^2
^{182}Ra		3×10^1
^{186}Re		1×10^1
^{192}Ir		2×10^1
^{198}Au		3×10^1
^{199}Au		3×10^2
^{197}Hg		3×10^1
^{203}Hg		2×10^0
^{201}Tl		1×10^3
^{222}Rn		9×10^4
^{223}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-1}
^{226}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	7×10^{-2}

備考 第二欄に掲げる数量について、放射平衡に含める親核種と子孫核種は別表第一の備考に準ずる。